



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*30 和歌山県税規則の一部を改正する規則 (税務課)..... 1

規 則

和歌山県規則第30号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税規則の一部を改正する規則

和歌山県税規則（昭和25年和歌山県規則第56号）の一部を次のように改正する。

別記第11号様式（その1）中「関西アーバン」を「関西みらい」に、「<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010500/>」を「<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010500/>」に改め、同様式（その2）を次のように改める。

別記第11号様式(その3)中「関西アーバン」を「関西みらい」に、「<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010500/>」を「<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010500/>」に改め、同様式(その4)中「関西アーバン」を「関西みらい」に、「各銀行の各銀行」を「各銀行」に、「<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010500/>」を「<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010500/>」に、「<http://koukin.yahoo.co.jp/>」を「<https://koukin.yahoo.co.jp/>」に改め、同様式(その5)及び(その6)中「関西アーバン」を「関西みらい」に改める。

別記第16号の20様式中「第6条の10第2項の」を「第6条の10第3項の」に、「第6条の10第2項後段」を「第6条の10第3項後段」に改める。

別記第30号様式(その3)中「必要となります」を「必要となる場合があります」に改め、同様式(その4)中「有効期限」を「本証明書の有効期限」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(従前の様式による用紙)

2 この規則による改正前の別記第11号様式、別記第16号の20様式並びに別記第30号様式(その3)及び(その4)による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。